

# 空き家対策に関する補助制度を拡充

補助額 最大 130 万円

～春日井市の空き家付き土地を購入し、定住しませんか～

## 1 目的

平成 26 年(2014 年)11 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されたことを受け、市は、平成 28 年(2016 年)2 月に「春日井市空き家等対策計画」を策定しました。

このことを契機に、空き家管理セミナーの開催や空き家の解体補助制度の創設など、空き家の適正管理に繋がる取り組みを進めてきました。

また、平成 31 年(2019 年)3 月には、商工会議所はじめ民間 3 団体と「春日井市空き家等対策に関する連携協定」を締結し、市と民間団体が連携し空き家対策を取り組んでいく体制を整え、専門家の知識や経験を活用し、空き家の流通促進を図っているところです。

今後、更なる空き家対策の推進を図るため、令和 2 年(2020 年)4 月から、空き家対策に関する補助制度を拡充します。

## 2 概要

### (1)「空き家付き土地の購入等に対する補助」(新規)「補助額:50万円」

- ・ 空き家付き土地を購入し、そこに定住する方
- ・ 空き家を解体し、その土地に新築後、定住する方

### (2)「仲介手数料に対する補助」(新規)「補助額:5万円(最大)」

- ・ 市が仲介した空き家<sup>\*</sup>を購入、賃貸契約する際に仲介業者に支払った手数料に補助
- ※市が仲介した空き家：空き家所有者の同意の上、市が協定団体に情報提供した空き家

### (3)「空き家解体等ローン利子補給」(拡充)「補助額:5万円/年(最大)」

- ・ 市が仲介した空き家を購入、リフォーム、解体する際に組んだローンの利子分に補助「最大 5 年間」(これまでは解体のみに対する利子分の補助制度を実施)

### (4)「空き家解体費補助」(拡充)「補助額:20万円(老朽空き家)」「補助額:50万円(不良空き家)」

【老朽空き家】築 22 年以上の木造空き家の解体補助に加え、築 47 年以上の非木造の空き家解体に対する補助を追加(拡充)

【不良空き家】周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある不良空き家(そのまま放置すれば、早い時期に「特定空き家」になる空き家)の解体に対する補助(新規)(2 年間の時限措置)

例：市が仲介した不良空き家を購入し、解体、新築し、定住される方

(1) 50 万円 + (2) 5 万円 + (3) 5 万円 × 5 年間 + (4) 50 万円 = 130 万円

## 3 予算額 令和 2 年度(2020 年度)

- (1) 1,500 万円 (30 件)
- (2) 50 万円 (10 件)
- (3) 25 万円 (5 件)
- (4) 1,300 万円 (20 万円 × 50 件、50 万円 × 6 件)

## 4 令和元年度実績(令和元年(2019 年)12 月末現在)

- (3) 空き家解体ローン利子補給(実績なし)
- (4) 空き家解体費補助(20 万円 × 55 件)



担当課 環境部環境保全課